

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示	人材政策室	1頁
訓 令	県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令	人材政策室	2頁

告 示

三重県教育委員会告示第六号

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成二十三年三月七日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項について（昭和三十四年教育委員会告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

一 人事異動通知書 2 記載事項 (1) (2)及び(4)を次のように改める。

(1) 採用する場合

(2) 非常勤養護助教諭の場合

新規採用養護教諭に対する初任者研修（校外）時における補充のための非常勤養護助教諭

(氏名)	
学校養護助教諭（非常勤）に採用する 日額 円を給する 但し1日 時間、年 日間とする 規則の定めるところにより通勤費相当額を給する 任期は 年 月 日までとする	

以外の非常勤養護助教諭

(氏名)	
学校養護助教諭（非常勤）に採用する 日額 円を給する 規則の定めるところにより通勤費相当額を給する 任期は 年 月 日までとする	

(4) (1)以外の県立学校非常勤職員（非常勤講師を除く）の場合

(氏名)	
学校 イ（非常勤）に採用する 日額 円を給する 規則の定めるところにより通勤費相当額を給する 任期は 年 月 日までとする	

附 則

この訓令は、平成23年3月7日から施行する。

訓 令

教委訓第1号

各県立高等学校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月7日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱（昭和48年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「10日」を「21日」に改め、「近い」の次に「休日、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に支給原因となる事実が生じた報酬の支給日については、なお従前の例による。

3 県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱第12条により支給されるこの訓令の施行の日の属する月の報酬の支給日については、この訓令による改正後の県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱第12条第2項中「21日」とあるのは、「16日」とする。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社